静岡勤労者山岳会山行規程

目的

第1条 当規程は、山行に当たっての会員の義務、遭難対策費の運用につき規定し、安全 確保と事故発生時の円滑な処理を目的とする。

会員の山行と計画書提出

- 第2条 会員の山行はすべて自己責任のもとに行われる。
- 第3条 (1)会員は山行実施前に計画書を作成し、留守管理者・山行管理者に提出しなければならない。ただし、時間がないときはハイキング、近隣のロッククライミングの練習に限り、メモ程度のメール、あるいはファックス等の書面も可とする。
 - (2)登山口での登山届け、下山届けを提出する。
 - (3) 山行後は結果を速やかに留守管理者に報告する。また、山行報告書を山行管理者に提出する。
- 第4条 無届山行は認めない。その事実が判明した際、運営委員会が是正を勧告し、再度 に亘れば運営委員会は当該者全員を除名することができる。

留守管理者と山行管理者

- 第5条 留守管理者となる者は、当該山行時緊急に対処できる者でなければならない。
- 第6条 山行管理者は、提出された計画が不適当と思われた場合、山行計画アドバイザー に相談し、変更、中止を勧告できる。にもかかわらず実施された場合、会は責任 を負わない。

日本勤労者山岳連盟の遭難対策基金の運用

- 第7条 会員はこの基金に二口以上加入しなければならない。
- 第8条 (1)事故発生に際し、補償される交付金の救助、捜索費は静岡勤労者山岳会がその ために運用する。
 - (2)個人受け取りは、死亡・後遺症、行方不明、入院、通院補償とする

静岡勤労者山岳会遭難対策費の運用

- 第9条 当対策費は、月会費より一人50円を積み立てる。
- 第 10 条 事故発生、捜索に際し、日本勤労者山岳連盟の捜索交付金が不足した場合、運営 委員会の協議により、積立金の半額まで支出できる。
- 第11条 静岡勤労者山岳会が主催した山行において、会員以外の同行者がおり、その者が

保険未加入者であったり、何らの補償がない場合当対策費を積立金見舞金として 支出できる。その金額は運営委員会で決定する。

第12条 会主催の山行、行事中に自動車事故が発生した際、その修理費の自己負担分の半額を支出できる。ただし上限を50,000円とする。 会行事とは、定例会を除く会が関係する上部団体活動を含む。

第13条 積立金の不足については、運営委員会が検討し、補填を行う。

事故発生、遭難時の対策

- 第14条 事故、遭難に遭遇した時、およびその恐れがあると思われる場合は別に定める事 故対応マニュアルに応じた処置をとる。
- 第15条 事故処理が落着し、当会県連理事は事故の詳細を把握した上、事故発生から一ヶ 月以内に静岡県勤労者山岳連盟、日本勤労者山岳連盟に所定の様式で報告しな ければならない。

その他

- 第 16 条 上記 7 条から 13 条に至る各遭難対策費が及ばない費用については、遭難者の自己負担とする。
- 第17条 この規程の改廃は、運営委員のうち過半数の出席で、3分の2以上の賛成を要する。
- 第18条 2012年3月25日改定